

○花巻市一時預かり保育利用料補助金交付要綱

平成29年 6月29日告示第241号

花巻市一時預かり保育利用料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、一時預かり保育を利用した場合の利用料等の一部に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則（平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条に規定する特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者」という。）をいう。

(2) 利用料等 次に掲げる費用をいう。

ア 公立保育所等にあつては、花巻市一時保育事業実施要綱（平成18年花巻市1月1日告示第15号）に規定する利用者負担額

イ 法人立等保育所等にあつては、それぞれの保育所等で定めた一時預かり保育利用者負担額

(3) 対象児童 市内に住所を有し、かつ、保育所等へ入所の申込みをしていない児童をいう。

(4) 保護者 前号に規定する対象児童を現に養育している父若しくは母又は当該児童の生計を維持している扶養義務者等であつて、保育料等を納入する義務を負っている者をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、保護者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、当該月分として保護者が納付した対象児童に係る利用料等のうち、14,000円を超えた額とする。

(提出書類及び提出期日)

第5条 交付申請等の際に提出する書類及びこれに添付する関係書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分	提出書類及び添付書類	様式	期日
補助金の交付申請時	花巻市一時預かり保育利用料補助金交付申請書	第1号	別に定める。
補助事業の変更等の承認申請時	花巻市一時預かり保育利用料補助金変更交付申請書	第2号	別に定める。
補助金の交付請求時	花巻市一時預かり保育利用料補助金交付請求書 1 一時預かり保育利用料の納付書の写し	第3号	別に定める。

様式第1号 (別表関係)

様式第2号 (別表関係)

様式第3号 (別表関係)